

要支援者情報提供票＜ペリネイタルロスケア版＞ 運用について

1. はじめに

助産師職能委員会では、流産・死産を経験後に継続的支援等が必要な方に対し、大阪府内医療機関と市町村担当者が連携をとり、適切な支援を行うことができるよう、要支援者情報提供票＜ペリネイタルロスケア版＞を作成いたしました。

ご利用にあたっては、運用の流れ等をお読みになり、対象となる方の支援のために、ご活用頂けたら幸いです。

2. 運用の流れ

＜医療機関＞

1) 医療機関担当者は要支援者に対し、継続的支援の必要性やケアの方法等について、入院前、入院中、退院前、産後健診等の機会に医療者カンファレンスを行い検討し、必要となる治療・看護を行う。状況により、要支援者の居住地で利用可能な相談窓口やピアサポートグループ等について紹介する。

2) 市町村担当者と連携をとった支援の必要性がある場合は、要支援者の同意を得て、要支援者情報提供票＜ペリネイタルロスケア版＞を作成する。

3) 市町村担当者に電話連絡後、要支援者情報提供票＜ペリネイタルロスケア版＞送付する。

＜市町村担当者＞

4) 受領した市町村担当者は、事前連絡の内容と要支援者情報提供票＜ペリネイタルロスケア版＞に記載されている「情報提供の理由、今後のフォロー依頼」の内容を確認し、必要に応じた対応を行う。

5) 要支援者情報提供票＜ペリネイタルロスケア版＞を送付した医療機関に対し、受領報告・支援後の報告については所定の返書様式はなく、状況に応じて行う。

運用フロー図

